

平成20年 7 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成20年 7 月30日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成20年7月30日（水）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙
- 第4 会期の決定
- 第5 広域連合長あいさつ
- 第6 議案第8号 平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）  
の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第7 議案第9号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第10号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第11号 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

---

出席議員（16名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 大石満雄君   | 2番 小沢昌記君  |
| 3番 佐藤ケイ子君  | 5番 民部田幾夫君 |
| 6番 千田力君    | 8番 中里長門君  |
| 9番 吉田秀一君   | 10番 守谷祐志君 |
| 13番 佐々木幸夫君 | 14番 上机莞治君 |
| 15番 小原豊明君  | 16番 伊藤彬君  |

17番 長 門 孝 則 君

18番 昆 忠 泰 君

19番 秋 元 厚 子 君

20番 浅 井 東兵衛 君

#### 欠席議員（4名）

4番 濱 欠 明 宏 君

7番 田 村 正 彦 君

11番 岩 部 茂 君

12番 多 田 欣 一 君

---

#### 説明のため出席した者

広域連合長 谷 藤 裕 明 君

副広域連合長 稲 葉 暉 君

事務局長 川 口 展 世 君

総務課長 佐 藤 隆 治 君

業務課長 佐 藤 郁 夫 君

出納室長 太田代 充 章 君

---

#### 職務のため出席した者

議会書記 古 川 伸 也 君

議会書記 藤 原 佳奈子 君

議会書記 佐 藤 淳 君

---

開会 午後 3時10分

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木幸夫君） これより平成20年7月岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は16名であります。欠席の通告は濱欠明宏君、田村正彦君、岩部茂君、多田欣一君であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（佐々木幸夫君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程次第第1号により進めます。

---

#### ◎議席の指定

○議長（佐々木幸夫君） 議席の指定を行います。

今回、新たに当選されました吉田秀一君、佐藤ケイ子さん、千田力君並びに再選されました岩部茂君の議席に関連し、議席は佐藤ケイ子さんを3番に、千田力君を6番に、田村正彦君を7番に、中里長門君を8番に、吉田秀一君を9番に、守谷祐志君を10番に、岩部茂君を11番に、多田欣一君を12番に、佐々木幸夫君を13番に、上机莞治君を14番にそれぞれ指定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

なお、本日に限りただいまご着席の席をもって進行したいと思います。ご了承を願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木幸夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、8番 中里長門君、9番 吉田秀一君の2名を指名します。

---

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙

○議長（佐々木幸夫君） 日程第3、岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決しました。

お諮りします。

指名の方法は議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には昆忠泰君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました昆忠泰君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、昆忠泰君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました昆忠泰君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による告知をします。

ただいま告知しました昆忠泰君からごあいさつがあります。

昆忠泰君。

○副議長（昆 忠泰君） ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙を賜りまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の重責

を担うことになりました岩泉町議会の昆忠泰でございます。衷心より厚く御礼を申し上げます。

議員各位のお力添えをいただきながら、議会の運営はもとより、長寿医療制度の円滑な運営と発展のために誠心誠意努力してまいる所存であります。皆様方の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単でございますが、副議長就任のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

---

### ◎会期の決定

○議長（佐々木幸夫君） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

---

### ◎広域連合長あいさつ

○議長（佐々木幸夫君） 日程第5、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開催に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様を初め、各市町村の皆様方におかれましては、長寿医療制度の運営に多大なるご尽力を賜っておりますことに心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、本年4月1日より75歳以上の高齢者の方々を支える医療制度として長寿医療制度がスタートし、先般、国におきまして高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について

の見直し方針が取りまとめられたところでございます。この見直しによりまして、所得の低い方に対する保険料の軽減策が講じられることになり、本日は後期高齢者医療に関する条例の一部改正や、それに伴います補正予算の審議をお願いするものでございます。

本日はよろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第6、議案第8号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） それでは、提案理由を簡潔にご説明申し上げたいと思います。

議案第8号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明を申し上げます。

1ページから3ページをお開き願います。

健康保険等の被扶養者の方に関する激変緩和措置として、国から補助されております高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の確定に伴いまして、平成20年3月31日に専決処分をしたものでございます。地方自治法第179条第3項の規定によりご報告し、ご承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,306万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第8号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

お諮りします。

議案第8号「平成19年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについて」ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第7、議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） それでは、議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

4ページから5ページをお開き願います。

先般、長寿医療制度の円滑な運営のため、平成20年度において保険料の特別軽減措置対策が講じられたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容についてでございますけれども、平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額、被保険者均等割額、保険料の賦課額について特例を設けるものであります。

附則の第10条は所得割額の特例について定めるものでございます。

附則の第11条は、被保険者均等割の減額の特例について定めるものでございます。

それから附則の第12条でございますけれども、保険料の賦課の特例を定めるものでございます。500円未満の少額の差額が生じた場合にはこれを免除するという内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第9号に対する質疑に入ります。

2番、小沢昌記君。

○2番（小沢昌記君） 2番、小沢です。



この部分につきましては、いずれ制度を導入した上で、さまざまな問題があることから、収入の少ない方々の保険料を軽減しようということを目的に今回条例改正するものということと承知いたしました。前段で行われました説明では、合計で20年度分は7億6,800万程度の減額がなされる。波及される効果が7万1,232人程度の県民の方々というか、対象者の軽減が図られるということなんですが、このことに関連して私からお聞きしたいのは、事ほどさように後期高齢者についてはさまざまな面で問題があるということとして、この制度が開始前から、例えば代表者を35市町村から出すというふうな形の声があったりということで、谷藤広域連合長にはその申し入れがさまざまところからなされているというふうに承知しております。

それで、そのときに広域連合長からのお答えとすると、19年度の準備期間、そして20年度の実施期間を経た上で、その改革ないしは改善の方向を考えてみたいというふうなお話をいただいたわけですが、現状における規約等、改革というか、変更というか、その見込みについて現状と、それから今後の見通しについて、よろしければお話をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木幸夫君） 広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） それでは、条例改正、今後の動きの中で、その他また関することと思えますけれども、この35市町村それぞれの立場の中からやはり1名はこの議会の中に参画をしたほうがいいのではないかと声を、準備委員会の段階のときからもう既にいろいろ声はあったわけでありまして、しかしながら、その中でまだ全国的に一つの方向性がなかなか見えない中でこのことと決定をしてスタートしなければならないということとございました。本来であれば全部35の議会から1名、それから首長さん方が1名で、70名程度の議会を構成するというのも一つの選択肢であったわけではありますけれども、しかしながら適正規模といいますか、やはり市長会であったり、町村会であったり、市議会議長会、町村議会の議長会の方々の代表の中で構成していったらどうかというところで、20名ということでスタートさせていただきましたけれども、その中でいろんな声もいただいて、やはり35市町村の中から出たほうがいいのではないかと声をいただいてきていますので、今どういう形がいいのかも含めて想定されるもの、これ今、事務局のほうでそれぞれの団体のところのご意見もお伺いしながら、20年度に入っておりますので、一つの方向性を出していく時期に今来ているのではないかとということでございますので、20年度中には方向性を出していきたいと思っております。

あと日程に対しては事務局からご報告をさせていただきます。

○事務局長（川口展世君） それではお答えをいたしたいと思います。

制度が始まって、いろいろな問題点が出ておりますけれども、この制度が始まったの広域連合議会の選挙の方法云々、これがもう一つの問題点であろうというふうに思っております。議員選挙のたびに毎回全県で選挙が行われている。こういうところを、やはり選挙の方法というものをただしていく必要があるかというふうに考えておるところであります。

それからもう1点は、定数の問題がございます。その構成をどうするのかということもございますし、それから市議会議長会、あるいは町村議長会からも定数の問題がご意見として出てきておりますので、そういうところをとらえまして各団体の事務局と調整をしながら、そしてその中で一つの方向性を見出していきたいながら、規約の改正に向けて事務局として取り組んでまいりたいというふうに思っておるところであります。

ただ、この規約改正は各35構成市町村の議決を経て、知事に許可をいただくということでございますので、そういうところを各市町村、県とも協力しながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木幸夫君） 2番、小沢君。

○2番（小沢昌記君） ありがとうございます。今ほどの局長の説明を改めてご確認して、この1点の部分について再度お伺いしますが、今の分でありますと今準備中であると。そして例えば岩手県の市長会であるとか、岩手県の町村会であるとか、市議会議長会であるとか、町村議会議長会であるとかというふうな、さまざまな団体にいろいろなご相談をしながら、そしてそのほかにも多くの方々にご意見をお聞きするような機会もとらえながら、最終的には一つの見込みとして12月の県内の定例会、35市町村で行われる12月の定例会あたりに一つの規約変更のたたき台として示せるような準備を今しているというふうに理解していいかどうか、そこの部分についてのお答えをお願いいたします。

○議長（佐々木幸夫君） 川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） お答えを申し上げます。

最終的には12月の各市町村の議会で広域連合規約を変更できるように、そういう合意形成が図られれば、その場で規約改正の議決をしていただくようなスケジュールで持っていきたいというふうに考えております。

○2番（小沢昌記君） 終わります。

○議長（佐々木幸夫君） 3番、佐藤さん。

○3番（佐藤ケイ子君） 3番、佐藤です。

この一部改正については低所得者対策ということで、この条例改正については異議はないわけですが、具体的にどのように周知したり、事務をどう進めるかという点についてお伺いをしたいと思います。

制度改正のたびに非常に市民、県民も混乱をしますし、それから市町村でも非常に事務が複雑になっております。まずPRです。この低所得者軽減についてどのような啓発活動をしていくのかというところが1点。

それから、先ほど来の説明であったんですけども、今度は還付が生じると。しかも少額還付、100円還付、200円還付が生じると。本算定後の還付ですから、被保険者にとっては何か間違っただけで算定されたんじゃないかというような思いを起させられるような、そういう還付が発生をします。それに対して市町村は郵送料をかけて、電算処理もして、それから本人の口座の確認をして、非常に大きな手間暇がかかるわけですが、それでもなかなか理解を得るといのは大変なことだと思います。

それで、この100円、200円の少額還付を、還付の時期、本年度中にしないで、翌年度に繰り越すとか、次の納付まで精算を繰り越すとか、そういう手法ができないのかどうか。国では原則で言うんでしょうけれども、そういった工夫ができないのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、市町村への財政支援はあるのかなのか、その点、3点お尋ねします。

○議長（佐々木幸夫君） 議員に申し上げますけれども、1問1答でお願いしたいというふうにありますので、次からは気をつけてお願いします。

佐藤業務課長。

○業務課長（佐藤郁夫君） お答えします。

今回の改正を含めてでございますけれども、広域連合としましては平成20年度の広報計画というのを立てております。これに基づきまして、基本的には市町村の広報を積極的に活用する、それから広域連合として独自で印刷してそれを配布する等を定めております。今回の改正につきましては、基本は市町村の広報を使うということの基本にして進めております。原稿につきましては広域連合のほうで策定してございまして、これを市町村広報に掲載していただくという方法で進めたいということで実際にやっております。ただ、改正前にもう広報を出したところもございますので、ここにつきましては岩手県と協議しまして、岩手県のほ

うで新聞広告を出していただいております。さらにもう少し、8月の上旬にはなりますけれども、医療機関等に掲示するポスターを今作成中でございます。これを全部に配付しまして、さらに市町村窓口等にもお出ししましてPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の還付が生じた場合についてでございますけれども、確かに100円等の還付が生じるというのはもうこちらのほうで重々承知してございまして、全国の広域連合に先駆けまして、岩手県の広域連合でこれを発見しまして、厚生労働省のほうにこれについてどうするという話を出しております。さらに各都道府県の広域連合等、全体でこの還付についてももう少し検討できないかということについて、さらに東北6県の広域連合としても厚生労働省に陳情してきたところでございますけれども、厚生労働省のほうとしましてはあくまでも被保険者の不利益にならないように、還付が発生した場合につきましては還付をしてくださいというように指導されております。

さらに翌年度の保険料等で相殺できないかということにつきましてでございますけれども、還付が発生した場合は速やかに返すこと、これが原則ですという話をされまして、これについても一切引き受けていただけませんでした。

それから議員おっしゃるとおり、市町村の事務、これが大変でございます。還付を一つするにしても、還付対象者に還付の通知を出さなければならない。還付の通知の内容につきましては、広域連合のほうである程度文案はつくりたいと思っておりますけれども、これらにつきましても郵送料についても、それからそれを出すためのシステム改修費、それから銀行口座等の振り込み手数料等もかかりますけれども、これらの膨大な費用につきましても国のほうでは一切見ないというふうに結論を出されております。ということで、還付を含めた収納事務が市町村の業務ということで、市町村の負担になるということになります。

○議長（佐々木幸夫君） 3番、佐藤君。

○3番（佐藤ケイ子君） それで、今お答えいただいたとおり、国のほうの考え方が原則に沿った形でしか運用を認めないということなようですけれども、やはりこれは全国で無駄な事業をやっているということにほかならないわけですよ。100円還付に銀行の手数料を幾らかけてやるのかということ、だれが考えてもおかしいということだと思っております。

それで、これは全国の広域連合そろって再度厚生労働省のほうに要望していくという、またそういう強い意思を示すということをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それからあと別な件でもう1件お伺いしたいんですけども。

○議長（佐々木幸夫君） じゃ、これを答えてから。

○3番（佐藤ケイ子君） 回数制限はないですか。

○議長（佐々木幸夫君） 3回になっていますけれども。

川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） お答えを申し上げます。

この還付に関しては、7月4日に東北6県の協議会の事務局長、私も含めてですが、担当の山本室長にお話をしてまいりました。国としては少額であれ、その部分は還付が生じた場合にはお返しなさいということでございますので、今後さらに要望というふうなことは現時点では考えていないところでございます。返すのが原則だということでございますので、議員おっしゃられることはお話し申し上げましたが、多くいただいている分について返すということが原則だということでございます。

以上です。

○議長（佐々木幸夫君） 3番、佐藤ケイ子さん。

○3番（佐藤ケイ子君） やっぱり納得できてはいないんですけども、事あるごとに、おかしいことはおかしいんだということを発信していかないと、この制度はいろんな矛盾がありますので、次々に発信していかねばならないだろうと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、条例とはちょっと観点が違うんですけども、地震の災害で減免など発生しているわけですが、これは市町村の条例ともかかわってはきますけれども、周知の仕方を工夫する必要はないかどうか。今、地震災害で県南とか県北とかでいろいろ大変な事態が起きておりますので、この後期高齢者医療の保険料に関しての災害減免ということは何のようになっているのかもこの際お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木幸夫君） 川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） お答えを申し上げます。

今回の岩手の地震でございますし、北部でも地震がございました。これに伴って、災害等によって被害をこうむった場合には、ある一定の条件のもとではありますけれども、減免の申請ということが出来るわけでございまして、7月の中旬ぐらいでしたけれども、各35の構成する市町村の課長さん方にお集まりをいただきまして、その周知の徹底をお願いしたところであります。

やはりこれは後期高齢者医療だけでなく、国保の部分とか介護の部分、そういう部分もございますので、そういうところも含めて適切な対応をしていただくようお願いをしておりますし、それから広域連合としても周知やホームページの活用をしておるところでございます。今後もそういうところは協力してやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木幸夫君） 15番、小原豊明さん。

○15番（小原豊明君） ただいまの条例改正について、実はこの前の全員協議会で詳しく説明をされて、かなり理解したところなんですけど、この議事録を読む県民の方々とか、あるいは傍聴の方々もよくわからないと思うんですね。それで今後のこともありますので、私はもう一度になっちゃうかもしれませんが、この条例改正によって軽減対象者、あるいは軽減額がどのぐらいになるか。先ほど小沢議員のほうからは質問の形で紹介があったわけですが。それと例えば年金収入額がこのぐらいの人はこのぐらい軽減されて、改正にならなければこのぐらいの額だったのがこのぐらいになりますよとか、そのぐらいはやはり説明したほうが当局にとってもいいのではないかと、そのように思います。説明するのは二度手間になるかもしれませんが、やはり議事録にはそう書いておいたほうがいいと思ひまして質問をいたしました。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） 川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） それでは、平均収入別の保険料の比較をしたものをご説明させていただきます。と思っております。

年金収入が153万円までの方でございます。現行の保険料の年額でございますが1万700円でございます。これが改正案では保険料の年額が5,100円になります。軽減される額でございますが、5,600円ということになります。

それから、160万円の方でございますが、保険料の年額が1万5,300円、これが現行でございます。改正されますと7,400円、軽減される額は7,900円ということになります。

それから、168万円の年金収入の方でございます。これは単身の7割軽減対象の場合ということに限定しておりますけれども、168万円の方でございますと、現行の保険料が2万600円、これが改正案では1万円ということになります。減額される額は1万600円ということになります。

それから、221万円の方でございますけれども、現行の保険料は7万4,100円ございま

す。この方は7割軽減はしないということでございます。この方の改正後の保険料については所得割額のところが変更になるわけでございますが、5万4,900円になり、軽減される額は1万9,200円でございます。

それから、県内の軽減される対象者の数及び軽減額でございますが、軽減対象者数は7万1,232人でございます。減額される額は7億6,871万7,531円でございます。均等割のみの軽減の方が5万8,821人でございます。それから金額が3億3,151万1,876円となっております。均等割と所得割、両方が軽減される方でございますが、この方は1,811人、軽減される額は1,467万9,255円でございます。所得割額の軽減の方につきましては1万600人でございます。金額が4億2,252万6,400円となっておりますところでございます。

以上であります。

○議長（佐々木幸夫君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第9号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第8、議案第10号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） それでは、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

議案第10号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

6ページから8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の第4款財産収入201万1,000円につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用益でございますし、第7款の繰越金2,000円は前年度繰越金でございます。

歳出でございますが、8ページになります。第2款総務費201万3,000円についてでございますが、201万2,000円につきましては後期高齢者医療制度臨時特例基金へ積み立てるものでございますし、1,000円については後期高齢者医療特別会計繰出金となっているものでございます。

平成20年度歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,602万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第10号に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第10号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木幸夫君） 日程第9、議案第11号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

川口事務局長。

○事務局長（川口展世君） それではご説明申し上げます。

議案第11号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

9ページから11ページをご覧いただきたいと思います。

歳入の第1款市町村支出金、第1項市町村負担金についてでございますが、△7億6,871万7,000円は平成20年度保険料特別軽減措置対策に伴う後期高齢者医療保険料の減額による保険料負担金の減額分でございます。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金についてでございますけれども、7億6,871万7,000円は平成20年度保険料特別軽減措置対策に伴う特別調整交付金でございます。

第8款繰入金についてでございますけれども、第2項基金繰入金201万1,000円は後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用益を特別会計に繰り入れするものでございますし、1,000円は一般会計からの繰入金でございます。

11ページになりますが、歳出の第1款総務費、第1項総務管理費201万2,000円についてでございますけれども、被用者保険の被扶養者に係る保険料減額に関する広報啓発の委託料でございます。基金の運用益を活用して実施するもので、新聞等で周知を図るものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,146億5,701万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木幸夫君） これより議案審議を行います。

議案第11号に対する質疑に入ります。

3番、佐藤さん。

○3番（佐藤ケイ子君） 国から特別調整交付金が入るということで、そっくり市町村の負担分をお返しする形というか、歳入減をするということ、このこと自体は理解をしましたけれ

ども、根本的なことで申し上げますが、人間ドックの補助とか、それから実際医療費助成事業を市町村がやっていたわけですが、それが保険者の責任になるということで、市町村では人間ドック補助などをやめて広域連合の仕事だということになったわけですが、今度このように市町村から負担をいただかないというのであれば、人間ドック補助なども本当はできたんじゃないかなというふうに思っております。

今までの人間ドックにかかわって市町村からの要望の経過とか、そういったものはどうなっているでしょうか。それから今後の見通しなどは検討の余地はないでしょうか。お願いします。

○議長（佐々木幸夫君） 佐藤業務課長。

○業務課長（佐藤郁夫君） お答えします。

75歳以上の人間ドックにつきましては、去年どうするかということについて厚生労働省のほうにも確認しておりますし、岩手県としてどうするかということについても協議はしておりますけれども、今までやっていた人間ドック自体が健康増進事業という、そういう事業の一環でやっております。この健康増進事業自体は今年度も引き続き厚労省の事業として継続しております、結論としましては健康増進事業でやるべきものということで、厚労省も考えていますし、市町村において行うものということで、厚労省のほうの見解も出されております。

ということで、広域連合独自として人間ドックを積極的に推進するというものための補助事業というのを想定してはおりません。

○議長（佐々木幸夫君） いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） なしの声があります。

これをもって質疑を終了します。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木幸夫君） 意見を終わります。

議案第11号「平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木幸夫君） 以上をもって日程は全部終了いたしました。

これをもって、今期臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐々木 幸 夫

署 名 議 員 中 里 長 門

署 名 議 員 吉 田 秀 一